

鳥取県企業の省エネ・再エネ推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県企業の省エネ・再エネ推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「電気自動車（EV）」及び「電気原動機付自転車」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない自動車をいう。
- (2) 「ミニカー」及び「超小型モビリティ」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない1人又は2人乗りの小型自動車をいう。
- (3) 「商用車」とは、役員及び社員・職員（以下「役員等」という。）の業務用の移動の目的のために使用する自動車（役員等が私的な移動に使用する車両及び事業用自動車を除く）をいう。
- (4) 「充電設備」とは、電気自動車、ミニカー、超小型モビリティ及び電気原動機付自転車（以下「電気自動車等」という。）に充電するための設備をいう。
- (5) 「V2H充放電設備」とは、電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備をいう。
- (6) 「事業用自動車」とは道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条に規定する貨物利用運送事業の用に供する自動車をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、県内企業の省エネ、再エネ設備及び電気自動車等の商用車・充電設備の導入経費を支援することにより、本県が定める2030年の温室効果ガス削減目標の達成及び2050年のゼロカーボン社会実現に向けた取組の推進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について同表の第2欄の要件を満たす同表の第3欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第6欄に掲げる上限額のいずれか低い額（千円未満の端数は切り捨て）以下とする。ただし、前年度までに本補助金の交付を受けた者にあつては、補助事業毎に前年度までに受けた交付額の合計額を別表第6欄に掲げる額から差し引いた額を上限額とする。
- 3 本補助金とは別に県から補助金等を受けている場合は重複する対象経費を補助対象としないものとする。
- 4 なお、本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、「県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者」をいう。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、その年度の1月末日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。
2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(財産に関する書類の保管)

第10条 補助事業者は、事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、様式第4号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、脱炭素社会推進課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月29日から施行し、令和4年度事業から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月27日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月8日から施行し、令和5年度事業から適用する。ただし、この要綱による改正前の要綱の規定に基づいて行った本補助金の交付決定については従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月23日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月21日から施行し、令和8年度事業から適用する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 補助要件	3 事業実施主体	4 補助対象経費	5 補助率	6 累計限度額														
(1) 省エネ対応設備更新支援事業	脱炭素社会推進課長が別途定める者が実施した省エネ診断の結果に基づく省エネ性能の高い設備への更新で、次のいずれの要件も満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・機器・設備は未使用品であること ・申請者が発注する事業者は県内事業者であること ・更新工事を行う事業者は県内事業者であること ・省エネ対応設備を更新する場所は鳥取県内であること ・交付決定以降に補助対象設備の購入・工事契約が締結されていること（リース及び割賦販売は対象外） 	県内に事業所がある法人（独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び鳥取県が資本金又は基本金等の4分の1以上を出資している法人は除く）又は個人事業主であって、鳥取県地球温暖化対策条例第9条第1項に基づき、取組計画を提出した者	機器・設備の購入に要する経費、据付工事費又は資材費 ※撤去費・処分費は対象外	1/5	1企業当たり1,000千円														
(2) 太陽光発電設備導入支援事業	太陽光発電で発電した電気を事業活動に使用することを目的に全量自家消費し、系統に逆潮流させない設備導入で、次のいずれの要件も満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・機器・設備は未使用品であること ・日本産業規格、IEC等の国際規格に適合していること ・申請者が発注する事業者は県内事業者であること ・設置工事を行う事業者は県内事業者であること ・太陽光発電設備を導入する場所は鳥取県内であること ・交付決定以降に補助対象設備の購入・工事契約が締結されていること（リース及び割賦販売は対象外） 		太陽光パネル、蓄電池等機器・設備の購入に要する経費、据付工事費又は資材費	1/5	1企業当たり2,000千円														
(3) EV商用車・充電設備導入支援事業	ア 電気自動車、ミニカー、超小型モビリティ及び電気原動機付自転車の導入にあつては、次のいずれの要件も満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象車両であること ・車両本体価格が5,000千円未満の車両であること ・電気自動車については給電機能付きであるとともに、「とっとりEV協力隊」の登録を行うこと ・初度登録前の車両であること ・車検証における燃料の種類が「電気」と記載されていること ・鳥取県内を使用の本拠とするものであること ・交付決定以降に補助対象車の購入契約が締結されていること（リース及び割賦販売は対象外） イ 電気自動車等の充電設備の導入にあつては、次のいずれの要件も満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」の対象設備のうち普通充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセント、V2H充放電設備であること ・機器・設備は未使用品であること ・申請者が発注する事業者は県内事業者であること ・設置工事を行う事業者は県内事業者であること ・充電設備を導入する場所は鳥取県内であること ・交付決定以降に補助対象設備の購入契約が締結されていること（リース及び割賦販売は対象外） 		車両本体、充電設備の購入費及び充電設備の設置工事費	10/10 (定額)	1企業当たり500千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>限度額/台</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 超小型モビリティ 電気原動機付自転車</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>V2H充放電設備</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>普通充電設備</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>充電用コンセント</td> <td>30千円</td> </tr> <tr> <td>充電用コンセントスタンド</td> <td>60千円</td> </tr> </tbody> </table>	車種	限度額/台	電気自動車	100千円	ミニカー 超小型モビリティ 電気原動機付自転車	100千円	V2H充放電設備	100千円	普通充電設備	100千円	充電用コンセント	30千円	充電用コンセントスタンド	60千円
車種	限度額/台																		
電気自動車	100千円																		
ミニカー 超小型モビリティ 電気原動機付自転車	100千円																		
V2H充放電設備	100千円																		
普通充電設備	100千円																		
充電用コンセント	30千円																		
充電用コンセントスタンド	60千円																		

※申請者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注に要する経費を含めないこと

様式第1号（第5条、第7条、第8条関係）

鳥取県企業の省エネ・再エネ推進事業計画（報告）書

1 対象補助事業名	<input type="checkbox"/> 省エネ対応設備更新支援事業 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備導入支援事業 <input type="checkbox"/> EV 商用車・充電設備導入支援事業 ※ <input type="checkbox"/> にレを入れてください
2 事業の目的及び期待される効果	
3 事業の内容	
4 事業期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ※交付決定日以前に着手した事業、終了予定日以降に実施した事業は補助対象としないので記載にあたって注意すること
5 他の補助金の活用の有無	有 ・ 無 ※他の補助金等の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金等名やその事業内容、当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。
6 鳥取県地球温暖化対策条例第9条第1項に基づく取組計画の提出年月日	令和 年 月 日 ※交付申請時点で未提出の場合は、7月末日までに提出してください。
7 特記事項	

※添付書類

【交付申請時】

- 1 事業実施主体の概要が分かる資料
- 2 鳥取県地球温暖化対策条例第9条第1項に基づき提出した事業者取組計画書の写し（交付申請時点で未提出の場合は提出を誓約する書面）
- 3 県税納税証明書（直近3ヶ月以内のもの）
- 4 設備又は車両を導入しようとする場所の現況写真及び案内図並びに導入に関する土地・建物等所有者の承諾書（所有者が申請者と異なる場合）
- 5 導入しようとする設備又は車両の仕様、規格、数量及び配置等が分かる資料
- 6 省エネ診断の結果が分かる資料（省エネ対応設備更新支援事業の場合）
- 7 太陽光発電設備を導入する施設等の年間の電気使用量が分かる資料（太陽光発電設備導入支援事業の場合）

【実績報告時】

- 1 導入した設備又は車両の仕様、規格、数量及び配置等が分かる資料（交付申請時から変更のないものは提出不要）
- 2 導入した設備又は車両の写真
- 3 導入した車両の自動車検査証の写し（EV 商用車を導入した場合）
- 4 他の補助金等を受けた場合は、交付決定通知及び補助金額確定通知等の写し
- 5 鳥取県地球温暖化対策条例第9条第1項に基づき提出した事業者取組計画書の写し（交付申請時に提出した場合は不要）

様式第2号（第5条、第7条、第8条関係）

鳥取県企業の省エネ・再エネ推進事業収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

区分	予算額（決算額）	内訳
県補助金		
自己財源		
その他収入		
合計		

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額（決算額）	内訳
合計		

3 その他

消費税及び地方消費税の取扱い

- 補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれません
※補助対象経費を確認の上、にレを入れてください

※添付書類

【交付申請時】

- 1 補助対象経費の内訳が分かる資料（見積書等の写し）

【実績報告時】

- 1 補助事業に係る契約書又は注文書等の写し
2 支出証拠書類（領収書等の写し）

様

職 氏 名

鳥取県企業の省エネ・再エネ推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県企業の省エネ・再エネ推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県企業の省エネ・再エネ推進事業補助金交付要綱（令和4年3月29日付第202200003292号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号(第10条関係)

財産管理台帳

【〇〇設備】

区分 財産名	メーカー名	型式	価格(円) (税抜き)	設置工事 完了日(年 月日)	処分制限 期間 (年)	設置場所名称・住所	備考

(注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が要綱第9条第4項に定める処分制限額以上の財産とする。

2. 複数台導入の場合は、財産名ごとに項目を記入すること。

【電気自動車等】

区分 財産名	型式	価格(円) (税抜き)	取得年月日	処分制 限期間 (年)	使用者の住所	自動車登録番号又は 車両番号	備考

(注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が要綱第9条第4項に定める処分制限額以上の財産とする。

2. 複数台導入の場合は、一台ごとに全ての項目を記入すること。

【充電設備】

区分 財産名	メーカー名	充電設備等型式	製造番号 又は シリアル番号	価格(円) (税抜き)	設置工事 完了日(年 月日)	処分制 限期間 (年)	設置場所住所 及び設置場所 名称	充電設備等本 体補助金額 (円)	備考

(注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が要綱第9条第4項に定める処分制限額以上の財産とする。

2. 複数基設置の場合は、一基ごとに全ての項目を記入すること。